

議会運営委員会

平成25年3月21日午後1時30分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎中西 和夫 ○木澤 正男 中川 靖広
小野 隆雄 飯高 昭二 辻 善次
嶋田 議長

2. 理事者出席者

総務部長 西本 喜一

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 安藤 容子

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午後1時30分）

署名委員 飯高委員、辻委員

委員長

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

会議録署名委員に、飯高委員、辻委員を指名いたします。両委員には、よろしく願いをいたします。

本日の議事は、レジメに記載のとおりでございます。

まず初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）陳情第1号、速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書を採択することの請願についてを議題といたします。

まず、議会事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、陳情第1号、速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書を採択することの請願について、陳情文書表を朗読させていただきます。

（ 陳情文書表朗読 ）

議会事務
局長

2枚目に要旨を添付しておりますが、朗読につきましては省略をさせていただきます。

なお、陳情者からは、意見書案を合わせて送付されてまいりましたので、資料としてお配りをしておりますので、合わせてご参照いただければと思います。

以上、簡単ですがご説明とさせていただきます。

委員長

それでは、委員皆さまのご意見をお受けいたします。

飯高委員。

飯高委員 今回の陳情、速やかな取調べの可視化の取調べの全過程の録画の実現を推進する意見書を採択するとの請願であります。これ、まずこれの要旨に書いてありますように、今、2009年に刑事裁判に参加し、裁判員裁判が開始されたということで、その中において、やはり裁判の難しいというんですか、ここに書かれてある裁判で供述調書の任意性や信用性に争われたような場合でも、裁判員がその判断に窮するというので、困るといふか困難な場合があると、そういう上においては、やはりこの可視化が必要であるかなとは思っています。これにつきましては、以前から警察捜査の信頼が大きく揺らいでいる状況の中、警察庁においては、平成22年ですけれども、この取り調べの可視化をするための方策として、捜査手法並びに取り調べの高度化を図るための研究会が設置されているわけですが、その中でやはりどう言われているかという、最終的にはこの客観的記録による適確な判断を可能とし、虚偽、自白や冤罪の防止に資するというので、これは有効であるということで、評価されているわけですが、また一方では法務省においては、法制の審議会特別部会において、この取調べ録音、録画制度のあり方について、時代に即した新たな刑事司法制度の構築に向けた審議が行われている最中である。以前にも平成22年3月議会において、これは意見書のタイトルが、冤罪を防止するため取り調べの全面可視化を求める意見書ということで出ておりますけれども、この時の例えばその可視化についての反対意見では、まずは可視化についてはいいと、けれどもその今、映像の編集や修正の技術とかに対しては、やっぱり真実性を担保しなければならないということについては、私もその辺が、これから先ほど言いました審議会において、やはり慎重に協議をしていくというのが必要でありますけれども、やはりこの冤罪をなくすためにおいても、これは可視化に向けて取り組んでいただくということで、これに関しては、私は今回の請願については採択すべきかなということで考えております。

委員長 小野委員。

小野委員 飯高委員が先に、ほとんど私が用意しているのをしゃべっていただい

ているので、どうしようかなと思ったんですけども。飯高委員も今、述べられているように、平成22年3月議会に議員発議ということで、同じようなタイトルの意見書について議論されたんですが、私はその場にはいませんでした。他の委員さんすべておられたということなんですが、今、飯高委員もこの議事録を私も取り寄せてみて、見ていたんですがね、飯高委員が述べていたように反対者の討論、これも私はいろいろ検討してみました。そしてまだ、この時は映像の編集とかいうものに対してのね、真実性の担保どのようにするのか、まだいろいろ議論しなければいけないだろうということも、述べられておりました、結果は賛成少数で否決という形で斑鳩町議会は出しているということで。今回、出してこられたということで、この議運で審議しようということなんですが、このあと、平成24年ですかね、先ほどもちょっと述べられていたのかなと思いますねんけれども、捜査手法取り調べの高度化を図るための研究会の最終報告がなされております。それで、その中で録音、録画による効果、これは先ほどの反対討論者が必要だということも認識しているということも、そこら効果としてあげておられるんですが、その他に、録音・録画により生じえる懸念、弊害ということで、少しご披露しますと、被疑者が報復等を恐れて、上位者や共犯者にかかる供述をしなくなるなど、組織犯罪等の解明に支障をきたすとか、被疑者と取調官との間で率直なやり取りが困難となること等により、真相解明機能を阻害すると、それとか、取り調べの課程で明らかになる事件関係者の名誉、プライバシーに係わる事柄のうち、現状では供述調書に記録する必要のないものもすべて克明に記録され明らかになる恐れがある、いろんな、そういう弊害もある。そういうこととか、多くの取調官がカメラの前では被疑者が供述をためらい、あるいは被疑者の心を開かせるために、必要なやり取りが困難となり、取調べの真相解明機能が害されることなどから、取調べの全過程の録音、録画に対しては否定的な意見、また録音、録画の実施に携わる警察官の負担、録音録画記録の視聴にかかる負担、設備、設置にかかる費用等、相当の人的・物的負担を要する。このような報告が24年の2月に出されております。これらのことから、以前、22年3月議会で斑鳩町議会がいろいろ議論されたことで、まだ、もう少し

いろいろな課題を克服することが必要ではないのかなと、私は同じように思っておりますので、この意見書採択に対しては反対といいますか、まだ無理だと、そういう意見を申しあげておきます。

委員長 他の委員さんどうですか。 辻委員。

辻委員 私も小野委員が言われたように、今、いろいろなところで、審議をいろいろされているという段階で、いろいろ問題点もまだかなりいろいろあるということで聞いていますし、その辺も踏まえながらも少し、その辺の経過をみながらやっぱり判断する必要があると思います。今回、出されてきました意見書に関しては、一応反対の立場を取らせていただきます。

委員長 中川委員どうですか。 中川委員。

中川委員 小野委員、辻委員と同じくということで、不採択ということでお願いします。

委員長 暫時休憩させていただきます。

(午後 1 時 4 2 分 休憩)

(午後 1 時 4 2 分 再開)

委員長 再開いたします。 木澤委員。

木澤委員 いろいろご意見も聞かせていただいて、私は結論からいいますと、陳情については採択して意見書をあげていくべきだなというふうに思っているんですが、やはりこの間ですね、警察の自白の強要とか、あと不当な捜査ですね、が、次々に明らかになっている中で、それを防ぐ有効な手段だなというふうに考えています。可視化をすることによる不利益等も、いろいろ私もインターネットとかで調べますと、いろいろ反対の声

の中にそうした声があったりとか、たとえた例が載ってまして、例えばやくざの方が親分に命令されて、こういうふうになりましたという供述をすると、後々報復を受けるのではないかと、いろんなそういう心配はされてますけども、私、感じましたのは、一般的にそうした誤解がちょっと多いのではないかなとふうに思っているんです。というのは、基本的に録画したものを検証するというのは、裁判官であったり、裁判員であったり、守秘義務を必ず課せられている方が、被疑者と検察官との裁判の中でですね、言い分が食い違った時に、後から検証するというのに必要なものであって、録画されたものが、一般的に公開されるというようなことはまずありえないし、あってはならないということから、取調べの可視化をすることによって情報が漏れるというのは、可視化をすることとはまた別の問題であるんじゃないかなと、いうふうには感じているところなんです。ですので、今後そうした誤解を解いて、そうした論点の整理等というのには必要になってくるというふうに思いますが、今、やっぱり警察に信頼がおけない中で、えん罪等を防いでいくのに、私はこうした可視化の整備というのには、早急に必要ではないかなというふうに思いますので、私はそういう立場だということで、意見として申しあげておきます。

委員長　　今、賛成、反対といろいろな意見でておりますけども、取りまとめのため、暫時休憩させていただきます。

（ 午後 1 時 4 4 分 休憩 ）

（ 午後 1 時 4 5 分 再開 ）

委員長　　再開いたします。

陳情第 1 号について、お諮りをいたします。

本陳情書については、討論の申し出がありますので、これより討論を行います。

はじめに、本陳情書を採択することに反対の方の意見を求めます。

小野委員。

小野委員

それでは、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

提出者が述べておられますように、取調べを全て録画することにより、取調べ状況が検証可能となり、裁判員が供述調書の任意性や信用性の判断が正確にできるようになること。また、自白の強要や虚偽自白、冤罪の防止につながるということが言われておりますが、自白が争われるような一部の裁判では、確かにそのようなメリットもあることは否定いたしません。

しかし、一方では、否定的な意見も多く、例をあげますと、暴力団などの組織犯罪などの場合、報復を恐れて自白をしなくなるということも指摘をされております。また、裁判に無関係な被疑者のプライバシーも全て記録され明らかにされる恐れもあります。また、被疑者が自供をためらうなど、取調べに多くの時間と手間がかかり、捜査関係者の負担が増大することも懸念をされております。

国家公安委員会においても、取調べの可視化や高度化に向けて検討をされておりますが、全ての事件について、取調べの全過程を記録することには、先ほど述べましたような多くの課題があり、現段階での導入には問題があると判断いたします。

よって、陳情第1号を採択することについては、反対いたします。
以上です。

委員長

次に、本陳情書を採択することに賛成の方の意見を求めます。

木澤委員。

木澤委員

それでは、陳情第1号、速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書を採択することの請願について、賛成の立場から意見を申しあげます。

この取調べの可視化を求める意見書採択については、以前にも議論をした経緯がありますが、日本の刑事司法制度では、捜査段階における被疑者の取調べは弁護士の立会いを排除し、外部からの連絡を遮断された密室状態の中で行われています。そのため、捜査官が供述者を威圧した

り、利益誘導したりといった違法・不当な取調べが行われることが多々あります。その結果、供述者が意に反する供述を強いられたり、供述と食い違う調書が作成されたり、また、精神や健康を害されるといったことが少なくありません。その上、裁判で供述者が、脅されて調書に署名させられた、言ってもないことを調書に書かれたと主張しても、取調べ状況を客観的に証明する手段がないために、弁護人・検察官双方の主張が不毛な水掛け論に終始することが多く、裁判の長期化やえん罪の深刻な原因ともなっています。

最近でも、インターネットの遠隔操作事件やまた厚生労働省元局長事件、足利事件や布川事件など、裁判が長期化した事例や違法・不当な取調べによる、冤罪事例が多く発生しています。

こうした裁判の長期化や、冤罪を防ぐためにも、取調べの全過程を録画する可視化が必要です。取調べを最初から最後まで録画しておけば、被告人と捜査官の言い分がくい違っても、後から検証することができます。

取調べの可視化に反対している人たちのなかで、供述したことがばれるのを恐れ、何もしゃべらなくなる、黙秘が増えるといったことを問題視される意見もありますが、実際にそのことを理由に黙秘をする、さらに実際にそのことを理由にして黙秘をされる被疑者もいらっしゃるようです。しかし、これは、まだまだ取り調べの可視化というシステムが一般的に正しく理解されていない、誤解されている状況があると思います。

取調べの可視化というのは、正当な取調べによる自白調書の信憑性を担保するために行われるものであり、録画されたものが一般市民へ公開されるわけでもなく、守秘義務をおった裁判員や裁判官が事実を検証できるようにするために行うものです。ですから、情報が漏れるようなことはありえないし、あってはならないことです。仮に百歩譲って情報漏えいがおこったとしても、それは可視化をすること自体が問題なのではなく、秘密が保持されないシステムに問題があると考えべきです。

また被疑者のプライバシーや負担増が増えると、こうした問題指摘がされていましたが、プライバシーについては、今申しあげましたように一般公開されるものではないので、プライバシーについても、しっかり

と保護されるものと考えます。また、負担の面については、これは国が費用も負担するなどして、国民に対して取調べの可視化というシステムを構築していくことも含めて、実現に向けての検討が必要だと考えています。

今回は、この奈良弁護士会から陳情が寄せられていますが、今、全国の弁護士会でも同じように、取調べの可視化を求める運動が進められており、また、国外では、イギリスやアメリカのかなりの州のほか、オーストラリア、韓国、香港、台湾などでも、取調べの録画や録音を義務付ける改革がすでに行われています。

反対討論された方も、可視化の必要性については認識をされているということなので、いろいろな議論はありますが、私はぜひ実現に向けて早期に手続きを踏んでいくという取り組みを進めていっていただきたいと思っています。

次々と明らかになっている警察の不当な取調べ捜査や冤罪をなくしていくため、取り調べの可視化は早期に必要なであることを申しあげして、私の賛成意見といたします。

委員長 これをもって討論を終結いたします。本陳情書については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本陳情書を採択することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手少数)

委員長 挙手少数であります。よって、陳情第1号については、不採択とすべきものと決しました。

次に、協議事項(1)平成25年第1回斑鳩町議会定例会について、①付議議案の取扱いについてを議題といたします。

まず、討論の有無について確認をいたします。

各委員会に付託されておりました議案につきましては、最終日の本会議で委員長報告の後、表決となりますが、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧くださいと思います。

各常任委員会に付託されました町長提案の21議案のうち、議案第12号、平成25年度斑鳩町一般会計予算について、委員会で討論になり賛成多数で可決、また、その他の20議案につきましては、いずれも満場一致で可決すべきものとして決しております。

いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで討論の有無について確認をさせていただきたいと思います。

ただ今申しあげました議案のうちで、委員会で討論となりました議案第12号と、さきほどの陳情第1号については、最終日の本会議で討論になると思いますが、この他の議案で、討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があるとお聞きになっている議案などがございましたら、議長次第にも関わりますので、あらかじめお聞かせをいただけたらと思いますが、ございませんでしょうか。

(な し)

委員長

現在のところ、議案第12号のほかに、討論の予定はないものと確認をしておきます。

次に、議案第12号、平成25年度一般会計予算については、修正案の動議が提出をされるということですので、この取扱いについて、確認をしておきたいと思います。

委員長報告のあと、議長から各議案について順に諮っていただきますが、議案第12号のところで、まず、議案第12号とこれに対する修正動議を一括議題といたします。次に、修正動議について提出者の説明を受け、説明後、これに対する質疑をお受けすることといたします。

次に、討論を行います。一括議題ですので、修正案と原案について一括して討論を行うこととし、討論の順序は、原案に対して反対、賛成の順、すなわち、修正案に賛成の議員の討論を最初に行い、そして原案に賛成の議員の討論を行う、そういう順序で行いたいと思います。

次に、採決を行います。採決はそれぞれ個別に行わなければなりませんので、まず修正案について採決を行い、修正案が可決された場合は、修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。また、修正案

が否決された場合は、原案について採決をいたします。

ただ今、申しあげましたような手順で進めたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

暫時休憩します。

(午後 1時53分 休憩)

(午後 1時57分 再開)

委員長

再開いたします。

これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

修正動議の取扱いについては、ただ今申しあげましたとおり進めていただくことといたします。

なお、本会議における討論につきましては、これまでの例により賛否の討論者を、それぞれ1名ずつとすることで確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

①付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題といたします。

お手元の追加日程表をご覧いただきたいと思います。

まず、追加日程1. 発議第1号、斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例については、前回の委員会で改正案をまとめていただきました。また、発議第2号、斑鳩町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例につきましても、改正案をまとめていただいております。

この発議第1号、発議第2号につきましては、当委員会の発議をもって提出したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

発議第1号、発議第2号については、議会運営委員会の委員会発議といたします。

現在までに追加日程として予定されているものは、この2件でございますが、この他に、議員皆さんのほうから提案等の予定をされているものはございますでしょうか。

木澤委員。

木澤委員

ただ今、否決となりました取調べの可視化の意見書については、議員提案をさせていただきたいと思います。

委員長

それでは、今、木澤委員からございました取調べの可視化について議員提案の予定があるということで確認をしておきます。

追加日程として上げさせていただく予定のものは以上ですが、これまでのところで、質疑、ご意見等ございましたら、お受けしたいと思えます。

(な し)

委員長

それでは、最終日の議事運営については、以上のように進めさせていただきたいと思いますので、議長には進行方よろしくお願いをいたします。 藤原議会事務局長。

議会事務

局長 すいません。今、木澤委員のほうから、取り調べの可視化の関係について発議をされるということでございますので、本会議の進行上、この順序、追加日程の順番として、そちらのほうの議員発議のほうを1番上

にもってきたいと、そのほうが本会議の運営上スムーズにいきますので、それでするしくお願いしたいと思います。

委員長

平成25年第1回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2)次期定例会等の日程についてを議題といたします。

次期定例会等の日程としまして、5月臨時会及び6月定例会の日程についてご協議をいただきたいと思います。

まず、皆さまのお手元にお配りをいたしております日程案について、事務局から説明を願います。 藤原議会事務局長。

議会事務局長。

それでは、次期定例会等の日程案につきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに、6月定例会の日程案につきましてご説明させていただきます。お手元の日程表(案)をご覧くださいと思います。まず、開会日でございますが、6月の第1月曜日であります3日(月)を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会。4日、5日を休会とし、6日(木)、7日(金)に一般質問。10日(月)に水道決算審査特別委員会。11日(火)に建設水道常任委員会。12日は農業委員会もございまして休会とし、13日(木)に厚生常任委員会、14日(金)に総務常任委員会、17日(月)に議会運営委員会としております。そして、18日(火)と19日(水)の2日間を休会とし、最終日を20日(木)とする日程案でございます。会期は18日間でございます。

次に、5月臨時会の日程についてでございますが、現在わかっております行事等といたしまして、5月12日(月)に農業委員会の開催が予定されており、15日(水)には水道決算監査が予定しております。また、理事者との日程調整をいたしましたところ、町長が5月10日(金)に出張予定が入っておるということで、開催可能日といたしましては、5月9日(木)か14日(火)のどちらかになってこようかと思っております。

どちらかを選択するかとなりますと、事務局の希望といたしましては、ことしは、生駒郡議長会の会長の順番がまわってくる年でもあり、臨時

会直後に生駒郡議長会の開催や、5月下旬には県議長会の役員会の開催や研修会など議長公務も多くございまして、また、5月の事前委員会等のことも考え合わせて考えますと、できましたら余裕をもってスケジュールが組めるよう、5月9日（木）を臨時会の開催日にしていただければと、考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上、日程案のご説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願い申しあげます。

委員長 ただ今、事務局から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等あればお受けいたします。 小野委員。

小野委員 臨時会の告示日はいつになるの。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局長 ここにございます5月9日（木）を臨時会の開催日といたしますと、その3日前ということで、祝日になってまいります。したがって、5月2日、木曜日が告示日になってきます。

委員長 よろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは、5月臨時会の日程につきましては5月9日（木）を予定、また、6月定例会の日程につきましては、お手元の日程表の案のとおり予定をしておくということで、確認をしておきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。次期定例会等の日程につきましては、ただいま

申しあげましたとおり、予定ということで確認をしておきます。
総務部長のほうから他に何か報告等はございますか。

総務部長 特段ございません。

委員長 総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことといたします。どうもご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

(午後 2時 4分 休憩)

(午後 2時 4分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、(3)斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の改正についてを議題といたします。

本要綱について、事務局から説明を願います。 藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、(3)斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の改正について、ご説明をさせていただきます。

2枚目の新旧対照表によりまして、ご説明をさせていただきます。

本要綱第1条において、この要綱は、斑鳩町議会会議規則第123条の規定によりとなっておりますが、昨年12月議会において、会議規則が改正され、条番号にずれが生じ、第130条に変わっております。

よって、本要綱の改正をお願いしたいと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見がございましたら、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今回、要綱の改正ということで、確か議決が必要なのは、条例の改正だけだったかなというふうに思うんですが、これまでの慣例からいうと、

どうなっているんでしょうか。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局長 平成19年3月議会のときにも要綱の改正は、本会議で決議をされております。基本的には、今、副委員長おっしゃいましたように、議会の議決を要するのは、条例のみということでございますけれども、議会の意思決定を明確にするという意味において、これまで議会で決議をされてきたという経過は、確かにございます。

木澤委員 他の委員さんのご意見もお聞きするべきだと思いますけれども、内容的に何か具体的な改正があるというのであれば、本会議にあげて議決を得るという手続きを踏むべきかなと思いますけれども、この条例の号数が変わったというだけのことでありますのでね、そこまで必要ないのじゃないかなと思いますけれども、どうですやろ。

委員長 今、木澤委員のほうから、これぐらいのあれであれば、かけなくていいのではないかというご意見がございましてけれども。 小野委員。

小野委員 要綱だから別に議決まで必要としないんだということも、それも正論だと思いますけどね。先ほど、局長がちょっと申しあげたような形で、皆さんに確認してもらうためにも議決をしてるということも、別に差し障りないことかなと。当然、条例改正によって、その項目は変わるんだということで、直しておくのが当たり前だしね、別に議決するまでもないやろけども、皆さんに再確認してもらうという意味で、今までからそういう形をとってきたということも、局長も説明していましたので、今後どうするかという問題もありますけれども、条例以外はもういいやんかというのじゃなくて、そういう手続きもきちっとおうてあるというほうが、私は、議会運営について明確にできていいと、そういう思いですので、それ必要ないからやめとこうというんじゃないかと、そのまま続けてもらったらいと思います。ただ、要綱でそのままいってしまっ

ているところ、町長部局は出してくる、そこまではしてないということもあると思いますけどね、議会のことですから、続けてもらって結構かなと思います。

木澤委員 委員さんからそういう意見をおっしゃっていただけるようでしたら、そういう方向で進めていただければと思います。

委員長 よろしいですか。

(な し)

委員長 お諮りいたします。斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱については、お手元の改正案のとおり改正することとし、当委員会の委員会発議をもって提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。それでは、本要綱については、所要の改正を行うこととし、委員会発議することといたします。

なお、先ほどの追加日程には、入っておりませんので、日程に追加をさせていただきます。

次に、3. その他についてを議題といたします。

委員皆さんのほうで何か質疑、ご意見などございましたらお受けいたします。 小野委員。

小野委員 もうちょっと先の委員会で意見というか、皆さんにちょっと聞いてみようかなと思っていたんですがね。今までずっと、消防の年末警戒に対して、議会から激励という形で一日ずつ回っていただけてますけどね、私も消防団10年ほど経験があるんですが、どういうことで、議会がああして、全3班に分けて、町長とともに、激励に詰所を訪れて、ちょっとそれでは負担もかかっているんじゃないかなと思うんです。以前の激

励のときなんかは、お酒の提供もあって、以前、そういうのはやめとこうということで、消防運営委員会でも諮ってもらったんですがね。それで、今はお酒の提供はなしになってますねけどね。もういいんじゃないかなというのが、率直な意見あるんです。で、議会運営員会で一応そういう意見を言わせてもらって、5月に消防委員会も新しくなっていますのでね、できれば、そのときに検討してもらいたいなという思いがありますので、現在の議運の人たちにもちょっと意見を聞かしていただきたいと思います。それで、委員長によろしくお願いします。

委員長　　今、小野委員のほうから、年末警戒ですね、団の方のところに激励に議会からも行かしていただいていますけれども、こういうのも省略していってはどうかということです。これについて、皆様のご意見をお聞きしたいと思いますが。　小野委員。

小野委員　　現職の消防団員さん、議長を含めて2名おられますけれども、率直な意見を言ってください。

委員長　　嶋田議長。

議　長　　消防団から来てくれなどは言われませんか。消防団のほうは、基本的にはノーコメントという形になってこようかと思います。

委員長　　私らも行かしてもらっていますけれども、なんか、やっぱり寒い中、立ってもらわんなあかんこともあるし。そんなんから考えていけば、小野委員言われたような形で考えていけるんじゃないかと思いますねけどね。　中川委員。

中川委員　　年末の忙しい寒いときに、あないしてご苦労いただいているから、敬意を表するという意味で、お礼方々その町長といっしょにあいさつして、そのまま、あいさつして失礼さしてもらおうと。もう上へ上がるとたいそうになるのでね、そういう形をとってもいいのかなというふうには思い

ますね。意見として言うておきます。

委員長 辻委員。

辻委員 私も行って、行ってお茶よばれて、たいがい迷惑なかなという感じもしますねんけれども。今、中川委員言われたのも、ひとつの方法やし、小野委員から廃止という声もありますけれども、そのへんも含めてこれから検討する必要があるのかなと思っています。

委員長 ちょっと暫時休憩します。

(午後 2時13分 休憩)

(午後 2時28分 再開)

委員長 再開いたします。

今、小野委員のほうからございました年末警戒の件でございますけれども、この件につきましては、一応、全協のほうでそういう報告をさせていただいて、また内容について簡素化していくという報告をしていただいて、今度どういう形で参加するかですね、諮るということで終わっておきたいと思えます。

他ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に継続審査についてお諮りをいたします。

継続審査につきましては、お手元にお配りしておりますように、閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようお願いいたします。

議長のほうから何か報告等ございますか。

議長 ございません。

委員長 それでは、その他についても以上で終わります。

以上を持ちまして、本日本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

委員長報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、これをもって議会運営委員会を閉会とさせていただきます。ご苦労さまでした。

(午後 2時30分閉会)